

横浜市墓地及び霊堂に関する条例

制 定 平成 5 年 3 月 29 日 条例第 14 号
最近改正 平成 17 年 9 月 30 日 条例第 102 号
(平成 18 年度に施行する条項含む)

(設置)

第 1 条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。)の規定による埋葬及び焼骨の埋蔵又は収蔵並びに祭しを行うための施設として、横浜市に墓地及び霊堂を置く。

2 墓地及び霊堂の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(墳墓地等)

第 2 条 埋葬及び焼骨の埋蔵又は収蔵を行うため、日野公園墓地に墳墓地(法第 2 条第 4 項の墳墓を設けるために区画した土地をいう。以下同じ。)並びに壁面式納骨施設及び合葬式納骨施設を、メモリアルグリーンに芝生型納骨施設、合葬式樹木型納骨施設及び合葬式慰霊碑型納骨施設を、その他の墓地に墳墓地を置く。

2 久保山霊堂に焼骨の収蔵を行うための家族納骨壇及び焼骨短期保管施設並びに祭しを行うための式場を置く。

(墓地及び霊堂の使用資格)

第 3 条 墓地及び霊堂(式場を除く。)を使用しようとする者(第 9 条の規定により使用权を承継する者を除く。次項において同じ。)は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

(1) 横浜市内に住所を有する者であること。

(2) 祭しを主宰する者であること(壁面式納骨施設、家族納骨壇又は焼骨短期保管施設を使用する場合に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、根岸外国人墓地を使用しようとする者は、外国の国籍を有する者でなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特別の事由があると認めた者については、この限りでない。

(使用許可)

第 4 条 墓地及び霊堂を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に墓地及び霊堂の管理上必要な条件を付けることができる。

3 市長は、式場の使用が次のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

(1) 霊堂又はその周辺における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) 霊堂の設置の目的に反するとき。

(3) 霊堂の管理上支障があるとき。

4 市長は、第 1 項の規定により許可をしたときは使用許可証を、前項の規定により許可をしないこととしたときは使用不許可通知書を交付する。

5 前各項に定めるもののほか、使用許可に関し必要な事項は、規則で定める。

(使用料)

第 5 条 前条第 1 項の許可を受けた者又は第 9 条の規定により使用权を承継した者(以下「使用者」という。)は、別表第 2 に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 横浜市内に住所を有しない者が前条第 1 項の許可を受けた場合の使用料の額は、前項に規定する使用料の額の 5 割増しとする。

3 前 2 項の使用料は、前納とする

(管理料)

第 5 条の 2 メモリアルグリーンの使用者は、別表第 3 に定める額の管理料を納付しなければならない。

2 管理料の納付方法は、規則で定める。

(使用料等の減免)

第 6 条 市長は、公益上の必要があると認める場合その他規則で定める場合は、使用料又は管理料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料等の不返還)

第 7 条 既納の使用料及び管理料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

(管理上の措置等)

第 8 条 市長は、管理上必要があると認める場合は、使用者に対し、その使用について制限を課し、若しくは条件を付し、又は適当な措置を採らせることができる。

2 使用者が前項の措置を採らない場合は、市長は、自らこれを執行し、その費用を徴収することができる。

(転貸等の禁止)

第8条の2 使用者は、次条に定める場合を除き、墓地又は霊堂を他の者に貸し、又はその使用する権利(以下「使用権」という。)を他の者に譲渡してはならない。

(使用権の承継)

第9条 使用権(合葬式納骨施設、合葬式樹木型納骨施設及び合葬式慰霊碑型納骨施設に係る使用権を除く。)は、使用者が死亡した場合その他必要があると認められる場合は、当該使用者に代わって祭しを主宰する者が、市長の許可を得て承継することができる。

(届出)

第10条 使用者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 墓地又は霊堂を使用する必要がなくなったとき。

(使用許可証の書換え等)

第11条 使用者は、前条第1号に該当するときは、又は第9条の使用権の承継があったときは、使用許可証の書換えを受けなければならない。

- 2 使用者は、使用許可証を紛失したとき、又はき損したときは、速やかにその再交付を受けなければならない。
- 3 使用者は、前2項の規定に基づき使用許可証の書換え又は再交付を受ける場合は、1件につき300円の手数料を納付しなければならない。

(使用権の消滅)

第12条 墳墓地に係る使用権は、使用者が死亡し、又は使用者の所在が不明となった後10年を経過し、かつ、承継者がいないときは、消滅する。

(使用許可の取消し)

第13条 市長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、墓地又は霊堂の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (3) 使用料を納付しないとき。
- (4) 芝生型納骨施設の利用者が、管理料を5年間納付しないとき。
- (5) 墳墓地、壁面式納骨施設又は家族納骨壇の利用者が、使用許可を受けた日から1年以内に埋葬又は焼骨の埋蔵若しくは収蔵を行わないとき。ただし、墓碑又はこれに類するものを設けたときは、この限りでない。
- (6) 焼骨短期保管施設の利用者が、使用許可を受けた日から6箇月以内に焼骨の収蔵を行わないとき。
- (7) 法又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。
- (8) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(使用場所の返還)

第14条 使用者は、墓地又は霊堂を使用する必要がなくなったとき、使用権が消滅したとき、使用許可を取り消されたとき、又は使用許可期間が満了したときは、直ちにその使用場所を原状に回復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、原状に回復することを要しない。

- 2 前項に規定する返還義務を有する者が使用場所を返還しない場合は、市長は、必要な措置を採ることができる。この場合において、市長は、当該措置に要した費用を徴収することができる。

(碑石、形像等の建設)

第15条 墳墓地に碑石、形像等を建設するために特に市長の許可を受けた者は、埋葬又は焼骨の埋蔵以外の目的で墓地を使用することができる。

- 2 碑石、形像等の設置場所の使用許可手続、使用料等については、墳墓地の例による。

(墓地又は霊堂の利用の禁止等)

第16条 市長(メモリアルグリーンにあっては、第19条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))は、次に掲げる場合においては、墓地若しくは霊堂を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、墓地又は霊堂の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 墓地又は霊堂に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
- (2) 墓地又は霊堂の施設の破損その他の事由により利用が危険であると認められる場合
- (3) 前2号以外の場合において墓地又は霊堂の管理上必要がある場合

(行為の禁止)

第17条 何人も墓地及び霊堂において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 鳥、獣の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) ごみその他の汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。
- (4) 土地を掘り起こし、土石の類を採集し、その他土地の形質を変更すること(第4条第1項又は第15条第1項の規定に基づく許可に係るものを除く。)
- (5) 土地及び物件を傷つけ、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
- (6) 居住すること。
- (7) 工作物を設けること(第4条第1項又は第15条第1項の規定に基づく許可に係るものを除く。)
- (8) 土石、木材等の物件をたい積すること。
- (9) 広告物を掲げ、又は散布すること。
- (10) 指定された場所以外で火気を使用すること。
- (11) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (12) 前各号のほか、墓地及び霊堂の利用及び管理に支障のある行為をすること。

(行為の制限)

第18条 墓地又は霊堂において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として広告写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
- (3) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は留め置くこと。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) 前各号のほか、市長が墓地又は霊堂の管理上特に必要があると認めて禁止する行為

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が墓地又は霊堂の利用に支障を及ぼさないと認められる場合であり、かつ、公益及び風致を害するおそれがないと認められる場合に限り、前2項の許可をすることができる。

4 市長は、第1項又は第2項の許可に、墓地又は霊堂の管理のため必要な範囲内で条件を付けることができる。

(指定管理者の指定等)

第19条 次に掲げるメモリアルグリーンの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。)に行わせるものとする。

- (1) メモリアルグリーンの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、メモリアルグリーンの設置の目的を最も効果的に達成できると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第20条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(過料)

第21条 次のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第16条の規定に基づく墓地又は霊堂の利用の禁止又は制限に違反して墓地又は霊堂を利用した者
- (2) 第17条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第18条第1項又は第2項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定、第5条の次に1条を加える改正規定、第6条及び第7条の改正規定、第8条の次に1条を加える改正規定、第9条の改正規定、第13条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同号の次に1号を加える改正規定、別表第1及び別表第2の改正規定並びに別表第2の次に1表を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

別表第1(第1条第2項)

名 称	位 置
久保山墓地	横浜市西区
三ツ沢墓地	横浜市神奈川区
日野公園墓地	横浜市港南区
メモリアルグリーン	横浜市戸塚区
上大岡墓地	横浜市港南区
根岸墓地	横浜市中区
田奈墓地	横浜市緑区
稲荷台墓地	横浜市西区
城郷墓地	横浜市神奈川区
根岸外国人墓地	横浜市中区
久保山霊堂	横浜西区

別表第2(第5条第1項)

種 別	単 位	使用料
墳 墓 地	1 平方メートルにつき	83,000 円
壁 面 式 墓 地	1 基につき 10 年間	220,000 円
合 葬 式 墓 地	1 体につき 永年	65,000 円
芝 生 型 納 骨 施 設	1 区画につき 永年	900,000 円
	1 区画につき 30 年間	450,000 円
合葬式樹木型納骨施設	1 体につき 永年	140,000 円
合葬式慰霊碑型納骨施設	1 体につき 30 年間	60,000 円
家 族 納 骨 壇	1 基につき 5 年間	60,000 円
	1 基につき 10 年間	120,000 円
焼 骨 短 期 保 管 施 設	1 体につき 1 年間	3,000 円
大式場	通夜、告別式又はこれに準ずるもの	1 時間につき 10,000 円
	その他	1 時間につき 1,000 円
小式場	通夜、告別式又はこれに準ずるもの	1 時間につき 4,000 円
	その他	1 時間につき 1,000 円

別表第3(第5条の2第1項)

種 別	単 位	管 理 料
芝生型納骨施設	1 区画につき 1 年間	8,000 円
合葬式樹木型納骨施設	1 体につき 永年	60,000 円
合葬式慰霊碑型納骨施設	1 体につき 30 年間	30,000 円